

# 令和8年第1回五霞町議会定例会

令和8年3月12日（木曜日）午前10時開議

## 議事日程（第2号）

第1 諸般の報告

第2 一般質問

第3 休会の件

---

### 出席議員（9名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	9番	鈴木喜一郎君
10番	樋下周一郎君		

### 欠席議員（1名）

8番 宇野進一君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	堀山康行君
健康福祉課長	吉岡雅子君	こども未来課長	山下仁司君
産業課長兼農業委員会事務局長	山田浩君	特定プロジェクト推進課長	大橋勝君
建設水道課長	園田和則君	教育次長	荒井富美子君

---

### 連絡員として入場を許可した者

総務課長補佐	斉木哲也君	総務課幹	鈴木里史君
まちづくり戦略課主幹	笈沼里美君	健康福祉課幹	五十嵐俊夫君

産 業 課 長 浦 上 俊 一 君

教育委員会  
事務局課長補佐

篠 崎 雅 美 君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり  
戦略課主事 阿 部 真悠佳 君

---

事務局職員出席者

局 長 曾 根 正 明

書 記 高 島 悠 仁

書 記 伊 藤 弘 美

◎開議の宣告

- 議長（植竹美智雄君）おはようございます。  
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（植竹美智雄君）ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。  
なお、8番 宇野進一議員につきましては、欠席届が提出されております。
- 

◎諸般の報告

- 議長（植竹美智雄君）日程第1、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、配付しております資料のとおりとなります。  
傍聴の皆様をお願い申し上げます。  
本日の本会議における一般質問は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので御報告いたします。  
なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、スマートフォン等の音の出る電子機器類は、電源を切るか、音の出ないように設定をお願いいたします。
- 

◎一般質問

- 議長（植竹美智雄君）続きまして、日程第2、一般質問となります。  
ただいまから町政に対する一般質問を行います。発言の通告を受けた者は、御手元へ配付した通告一覧表のとおりです。順序に従い発言を許可します。なお、質問時間は、申合せにより、議長の発言許可より答弁を含め60分以内となっておりますので、よろしく願いいたします。
- 

◇ 山本芳秀君 ◇

- 議長（植竹美智雄君）最初の質問者である山本議員は発言席へ移動願います。  
〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕
- 議長（植竹美智雄君）ただいまより、4番 山本芳秀君の発言を許可します。  
登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り答弁をお聞きください。  
4番 山本芳秀君。  
〔4番 山本芳秀君 登壇〕
- 4番（山本芳秀君）おはようございます。4番議員、山本です。  
初めに、傍聴席の皆様、本日は大変お忙しい中、おいでいただき大変ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。  
さて、外の風景に目を移せば、至るところに菜の花がほころび、春の気配を感じるころです。  
それでは、早速ですが、今回の私の質問は、将来の五霞町を見据え、2項目7点の質問をさせていただきます。  
まず1項目め、次世代を担う人材の育成について伺います。

まちづくりは、人づくりと言われております。20年後、30年後の五霞町の将来を見据えた場合、次世代を担う人材の育成が非常に重要であり、将来の町の発展に必要な要件の一つと考えております。

そこで、1点目として、英語教育の取組とその成果について伺います。

これまででも一般質問において、小中一貫教育の推進や教育環境の整備など、町の将来を担う児童・生徒の教育方針や、その体制についてお尋ねさせていただきました。また、昨今の現代社会、とりわけ、我が国を含めた国際社会を取り巻く環境に目を向けますと、人・物や情報等、国境を越えて移動する経済のグローバル化は言うに及ばず、年間6,000万人を超える訪日外国旅行者に見られるインバウンドや海外への株式投資など、国際金融環境など多方面において、そのグローバル化の進展は著しく、今後ますます加速していくものと思われま

す。このような国際化、グローバル化が急速に進展していくことが見込まれる状況にあるため、町は20年、30年後の社会の中心をなす現在の小学生、中学生には、今の段階から国際社会でも活躍できる人材育成の基礎づくりが必要であると考えています。

そこで、グローバル人材の第一歩となる国際共通語である英語力の向上に町では力を入れていることは認識しておりますが、改めて英語教育の向上にこれまでどのように取組み、どのような成果が出ているのか、お伺いします。

2点目として、教育DXの推進について伺います。

世界経済に目を向けますと、経済ニュースや新聞などでも報道されているとおり、アメリカの巨大テック企業であるアップルやマイクロソフト、最近では、エヌビディアなどに象徴されるように、世界的にAIや半導体、ロボットなどの先端技術を駆使した、いわゆるテック産業が隆盛を誇っています。今後も、このような企業や産業が世界経済や国際的な産業活動の中核をなしていくのではないかと考えております。

一方で、現在の我が国の人口減少や少子高齢化を考慮すると、人口1人当たりの生産性を向上させなければ、諸外国の中でも衰退の一途をたどることになってしまうのではないかと危惧しております。このような将来の日本を考えますと、米国のようなデジタル人材の育成も必要になってくると思われます。

このようなデジタル人材の育成にもつながるような情報通信技術、いわゆるICTの導入について、教育現場において効果的に活用することで、教育上の効率化に加え、児童・生徒の段階から身近に接することで、将来の技術者の養成も期待できると考えますが、町では、教育DXの推進にどのように取り組んでいるのかお伺いします。

3点目として、今後の人材育成について伺います。

町の第6次総合計画及び町教育振興基本計画では、新しい時代に対応した学習の推進を進めることとしており、私はこれを言い換えると、新しい時代に活躍できる人材の育成を目指すものと捉えております。来る新しい時代を生き抜く人材として、現状ではどのような能力や技術が必要かは未知の世界となりますが、少なくとも、国際的な資質や感覚を兼ね備えることは必要であると考えています。

そこで、20年、30年後を担う五霞町の児童・生徒に対し、グローバル人材も含めた次世代を担う人材の育成について、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

2項目め。人口減少を踏まえた財政見通しと今後のまちづくりについて伺います。

今、日本社会が人口減少問題の解決に取り組んでいます。人口減少により、自治体の問題点はどこにあるのかが問われます。つまり、1つには、人口減少により働き手も減少しますので、おのずと自治体の財源の中心である地方税の収入も減少することになります。地方税は自治体が自由に使えるお金であり、住民税と固定資産税が主なものになります。もう1つは、地方交付税の減少が挙げられます。地方交付税の算定については、人口も加味されると思われま

すので、人口減少の減少に伴い減少することになります。これにより、五霞町においても庁舎、学校等、インフラ施設の維持管理が可能なのかも危惧されます。よって、今からこれを見据え、持続可能なまちづくりのため対策を講じることが求められると思いますが、いかがでしょうか。

そこで1点目。現在の五霞町の状況を把握する上で、令和6年度の財政指標について伺いま

す。財政力指数、経常収支比率、地方債現在高比率、積立金残高比率等について伺います。なお、参考に、茨城県内でどれくらいの位置にあるかも分かる範囲でお願いいたします。

2点目。1点目を踏まえ、財政健全化について現状と課題について伺います。

財政健全化とは、国や地方公共団体が、税金などの収入と支出を改善し、借金を減らす活動と認識しています。よって、改善を要するものは早期に対策を講じ、人間に例えるならば、健康な体にする必要があるのではないのでしょうか。

3点目。10年、20年後の五霞町の状況についてお伺いします。想定範囲で結構です。

定例会の冒頭に、町長より令和8年度の施政方針についての説明がありました。特に印象深いのは、町長就任以来、急速に進む人口減少や少子高齢化が進む社会環境の中、この10年が勝負の期間と捉えているとの発言がありました。私も同感です。それには、安定した財源確保が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

4点目。魅力あるまちづくりについての取組についてお伺いします。

これについては、第6次五霞町総合計画にも記載があるところですが、10年後、20年後には五霞町も大きく変貌するものと思われれます。人口減少が進むと思われる中、より皆が住みたくなるようなまちづくりに向け取り組むことが求められると思いますが、どのようなまちづくりを進めるのか、そのお考えについて改めてお伺いします。

以上、質問の趣旨を述べさせていただきました。

これより発言席に移動させていただきます。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）1項目め、1点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）1項目め、1点目の英語教育の取組とその成果について御答弁申し上げます。

昨今の社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実が極めて重要な課題であり、これからの時代を担う若者にとって、国際共通語である英語力の向上は必要不可欠であると言っても過言ではありません。

現在、全国の小学校では、主に日常の簡単なコミュニケーションが図れるよう、3年生から英語学習が位置づけられております。学習指導要領では、3、4年生で週1時間、5、6年生で週2時間、英語学習の時間を設けることとしておりますが、五霞町では、これに加えて、小学校1年生の段階から隔週で1時間授業を実施し、英語教育の充実に取り組んでおります。

議員から御質問のありました英語教育の取組とその成果についてですが、まず1つ目が、小学校、中学校に各1名配置している外国語指導助手ALTによる学習指導です。外国人に触れる機会の少ない小・中学生にとって、小学校1年生の段階からネイティブな英語に接することができ、中学校の本格的な英語授業の中では、語学能力の向上はもとより、触れ合いを通じた外国文化への理解や、臆することなく外国人と英語を話せるコミュニケーション能力の向上に非常に役立っております。

2つ目としましては、英語力向上のために、実用英語技能検定、いわゆる英検への受験の支援です。町では、令和6年度から小学校5年生以上の児童・生徒全員に英検受験の費用を全額負担する施策をスタートさせ、これを受けて、小・中学校では、それぞれ英語検定に挑戦する日を設定し、対策授業なども行いながら目標に向かって取り組んでおります。

国では、中学校修了時点で、6割が英検3級程度の英語能力を達成することを目標としておりますが、去年の検定結果では、既に小学生においても3級合格者が複数人出ております。児童・生徒からも、目標に向かって一丸となって頑張るという姿勢が見られておりますので、町としましても、国の目標を上回るような成果を上げていきたいと考えております。

3つ目として、昨年度から実施していますイングリッシュ・キャンプの実施です。小学校5、6年生を対象に、夏休みの1日を英語だけで過ごすとして、児童5、6人に1人のALTがつき、外国の遊びやゲームを通してネイティブな会話だけでなく、文化に触れることのできる絶好の機会であり、本格的な英語学習が始まる中学校へつなぐ英語学習への橋渡しとして重要な役割を担っております。この事業に参加した多くの児童から「英語は楽しい」、「英語が話せると、たくさんの人と仲よくなれる」という感想も聞かれておりますので、今定例会におきまして、来年度、春休みにもう1日、イングリッシュ・キャンプを追加させていただく予算案を上程させていただいたところでございます。

町としましては、将来の五霞町、そして日本を担う児童・生徒の育成のために、コミュニケーション能力の向上を目指し、英語教育の充実に引き続き取り組んでまいります。

1点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この英語教育については、私、前からちょっと何回か質問させていただいているんですけども、やはり将来を見据えた場合、英語というものが非常に重要になってくると思うんですね。1つにグローバル化もあります。それと、外国人の方々が、五霞町においても徐々に増えつつあると。そのような中で、国際語である英語を皆さんが話せるようになれば、コミュニケーションも図れるだろうということで、将来を見据えれば、英語というのは、大変五霞町においても五霞町が発展する上で大変重要なものだろうと。

英語、英語と言いますが、ほかの科目もたくさんあります。ほかの科目も大事ですけども、特に私は英語に力を入れてほしいなという思いがあります。

やはりですね、五霞町は前から英語に力を入れているということをおも認識しております。先ほどの答弁にありますとおり、ALTですか、外国人の指導助手の方が小学校に1名、中学校に1名配置されていると。また、英語技能検定についても補助を出しているとか、あとイングリッシュ・キャンプを実施していると。今年度から、もう1日追加して増やすというようなことも先ほど答弁がありました。

そういう意味で、他の自治体と差別化を図らなくちゃいけないだろうということですね。他の自治体と同じことをやっていたのでは、五霞町というのが埋もれてしまうのではないかと。小さい自治体ですからね。やはり特色ある学校教育を実践していくことは、ほかから児童・生徒を呼び込んだりとか、出て行く人を抑制できるとか、そういう効果もあるのではないかとというように思います。

これ、先ほど答弁がありましたとおり、一生懸命やられているということなので、私も安心してはいるんですけども、継続してより良い英語教育を、これからは実践してほしいなというふうに思います。

ひいて言えば、英語というのは、やはり中学生は高校受験が控えていますからね。この英語というのに力を入れるということも必要なんですけども、日常会話がある程度話せるような方向で、これからやっていただくと本当にいいのではないかと。中学校を卒業するときには、一人一人がある程度の日常会話を話せるというようなことになると、内外に、本当に五霞町の英語というのはすばらしいというようなことがPRできるのではないかとということで、この点についてもぜひお願いしたいなというふうに考えております。

引き続きですね、英語教育について、いろいろ予算もかかるでしょうけども、私、いつも言うとおりに、ほかの予算を削ってでも学校教育に予算を回すべきだろうという考えを持っておりますので、ぜひ充実した英語教育を実践していただきたいということで、お願いしたいなと思います。

そういうことで、以上です。次、2点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）それでは、2点目、教育DXの推進について御答弁申し上げます。

国が推進するGIGAスクール構想につきましては、1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境の活用により、児童・生徒の個々の理解度に応じた最適な学習スタイルを確保することができる最新のデジタルテクノロジーを活用した教育現場の変革ともいえるべき取組であります。

このため、町では、令和2年度に学習用端末と校内ネットワークなどの基盤整備を完了し、令和5年度には、教職員用の校務支援システムの導入、令和6年度には、中学校図書システムの整備を行うとともに、令和7年度には、AIドリルを活用した個別学習支援の強化に取り組んでおります。

これにより、児童・生徒の学習意欲が向上し、理解の深化や表現力の向上が見られており、教職員の指導方法の面においても、ICT活用によって指導方法が多様化し、授業の効率化や質の向上に大きく寄与しております。

また、特に小・中学校ではプログラミング教育にも力を入れております。ゲーム感覚でプログラミングが学べる教育アプリ、スクラッチを活用して、児童・生徒の論理的思考や想像力を

育むとともに、理科や算数、数学の授業では、プログラミング的思考を取り入れ、回答を導くための手順を細かく分解し、効率的な順序に並び替え、論理的に最適解を導き出す学習を行っております。

一方で、デジタル社会に生きる児童・生徒が、安全かつ適切に情報技術を活用するために、平成30年から情報モラル教育を実施し、SNSによる誹謗中傷、なりすまし詐欺及び著作権侵害等のリスク回避を組んでおります。また、保護者に対しては、家庭におけるモバイルデバイスの取扱い等についての講習を行っております。

町としまして、今後もデジタル教科書の利用やタブレット端末を活用した授業が増加し、全国学力・学習状況調査もタブレット端末を活用した調査に変更されることから、引き続き、小・中学校のICT環境の整備、充実を図るとともに、ICTの優位性を活用して五霞町の時代を担う児童・生徒の育成に取り組んでまいります。

2点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この教育DXの推進ということですが、これはですね、小・中学生というのは、吸収力が早いということですね。そういうパソコンとか、いろいろなものに対して吸収力がいい。ですから、今の小・中学生のうちから、こういうものを使っているいろいろな情報等を調べたりすることができるような感覚を身につけてほしいなという思いがあります。

これは何でもそうですけども、使うことによって「習うより慣れろ」ということわざがありますけども、使ってみないことには始まらないということです。子供たちというのは、吸収力は早いものですから、もうどんどん、どんどん先へ進んでいくんだらうというふうな考えがあります。

そういう意味で、今、世界的にIT企業が隆盛を誇っているということを私言いましたけども、20年後、30年後、小・中学生が社会に出るときに、そういう教育のDXは、いち早くから学校内で取り入れることによって、優秀な子供たちが五霞町から育つことによって、五霞町も大変よくなるんじゃないかというふうな思いがあります。

本当に、これ、ある程度年齢に達するとなかなかこういうものというのは、これは個人差があるんですけど、なかなか難しいものがあるので、やはり小・中学生のうちから、こういうものをいち早く慣れていただいて、学校の教育の中でも取り入れていただきたいなというふうな思いがあります。そうすることによって、子供たちの成長というのが、物すごくすばらしいものになるんだらうというふうな思いがあります。

先ほど答弁がありましたとおり、五霞町においては、もうGIGAスクール構想等も目標になっている。あとはICT環境整備も整っているというようなことがあります。まだまだ日本というのは、ICT技術というのは、まだまだ世界から見ると、ちょっと遅れている面もあるのかなという気はいたしますけども、これから世界に目を向けて、その辺のところを重視していく必要があるんだらうというふうに思います。

そういうことで、これからはますますこの教育DXの推進につきましては、教育委員会としても力を入れていただきたいというふうに思います。

そういうことで、この2点目については結構です。3点目の次へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（荒井富美子君）3点目の今後の人材育成について御答弁申し上げます。

五霞町の小・中学校の教育目標といたしまして、生きる力に満ちた心豊かでたくましい児童・生徒の育成を掲げ、義務教育9年間の中で、知・徳・体、バランスのとれた児童・生徒の育成に取り組んでおります。このような目標のもと、今後、五霞町の児童・生徒の育成に当たって重点を置いていくべき事項の一端について述べさせていただきます。

まず、「知」としましては、学習の面では、今回、議員のほうから御質問のありましたとおり、急速な国際社会の進展を踏まえ、国際共通語である英語力の習熟・強化が必要であると考えております。これまで実施してきました外国語指導助手による学習指導、あるいは日常生活を英語で話すイングリッシュ・キャンプなどの開催により、外国人でも物おじしないコミュニケーション能力をより一層養っていくことが重要であるとと考えております。

次に、「徳」としまして、児童・生徒の人間性や社会性の育みです。総合的な学習の時間を中心とした交流活動や道の駅での販売活動など、全ての児童・生徒が社会に出て活躍できる力の基礎を磨き上げていく必要があると考えております。

そのためには、学校教育で重要視されている児童・生徒の倫理感や人間性を育てる道徳の授業と令和6年度に設置したコミュニティスクールを活用しながら、保護者や地域と連携し、キャリア教育の充実を図ってまいります。

最後に、「体」としましては、体を鍛え、健康、安全に生活する力を培うことです。学校教育における体育は、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤になるとともに、社会性や規律を養い、協調性を育む重要な教育活動であると考えております。現在進めている地域クラブ活動の充実などにより、一層取り組んでまいります。

いずれにしても、町としましては、無限の可能性を秘めた児童・生徒の健やかな育成のために、今後も学校、家庭、地域が連携し、一人一人の可能性を最大限に引き出せる教育環境の充実に努め、新しい時代に活躍する人材を育成してまいります。

3点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この今後の人材育成ということですが、将来の児童・生徒が社会に出たときにすばらしい人材になるように、小・中学生のうちから教育するということが重要だと思うんですね。

その中でも、学校現場だけじゃなくて、家庭内とか地域においても子供たちの教育というのは熱心に携わることが必要なんだろうと。学校に任せっきりじゃなくて、地域も一緒に一体になって子供たちを育てていく必要があるんだろうなというふうに思います。

先ほど答弁の中に、教育基本計画に掲げる教育目標、知・徳・体と、重要性について答弁いただきました。私もですね、知——知というのは学力ですね。学力も重要です。それに伴って、徳——人間性ですね。幾ら学力だけ、頭だけ良くても、学校の成績は良くても、人間性にすぐれていなければ、取り残されるというか、いろいろなことがあるわけなので、バランスのとれた人間形成が必要なんだろうと。それから、体——体力、健康ですね。これも重要なんだろうと思いますね。体が悪くては、幾ら能力があっても、それを十分に発揮することができない。ですからこの3つ、知・徳・体。これをバランス良く育てていくことが必要なんだろうということです。教育委員会でも、これを重点目標としてやっていただけるということですので、大変安心いたしました。

これから、この20年、30年後、この小・中学生が社会の中心を担っていくわけですから、そういう子供たちが、小・中学生のうちから、こういうものを身につけることによって、すばらしい地域社会のために尽力していただけるんじゃないかなというふうに期待が持てるわけです。これからも、教育というものは本当に大事だなというふうに思います。

やはり、まちづくりにとって教育というのは、中核をなす部門であろうなというふうに私は思っておりますので、ぜひ、今後とも児童・生徒のためによりしくお願いしたいなというふうに思います。

3点については、以上で結構です。次、お願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて2項目め、1点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）2項目め人口減少を踏まえた財政見通しと今後のまちづくりについての1点目、令和6年度財政指標について御答弁を申し上げます。

令和6年度決算における主な財政指標としまして5つの指標について申し上げます。

まず、地方公共団体の財政力を示す指標である財政力指数でございます。0.79で、県内では9番目に高い指数を示しており、県内市町村の平均と比較しますと、0.12ポイント上回っております。

次に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、87%で、県内2番目に低い、良い比率ということで、県内市町村平均と比較しますと、6ポイント下回っております。

次に、年度末の基金残高を示す積立金残高比率につきましては、78.1%で、県内では、8番目に多い比率でございます。県内市町村平均と比較しますと、22.8ポイント上回っております。

そして次に、将来償還すべき地方債残高、こちらの比率につきましては92.4%で、こちらは県内で3番目に借金が少ない、低い比率ということで、県内市町村平均と比較しますと53.5ポイント下回っているという状況です。

一方で、財政規模に対する地方債の返済額の比率を示す実質公債比率につきましては14.1%で、県内で最も高い割合とはなっております。しかし、健全化の範囲内というところがございます。県内市町村平均と比較しますと、7.1ポイント上回っていると。このような指標から見ますと、状況でございます。

以上のとおり、令和6年度の各種指標から本町の財政状況を見ますと、各指標とも健全な財政状況を示しており、前年度、令和5年度の決算と比較しても改善傾向にございます。

その中で、この実質公債比率が高い状況にはございますけれども、令和5年度に、この比率についてもピークを迎え、下がる見通しでございます。今後、複合庁舎整備事業等、大規模事業を予定しておりますけれども、償還額については年々減少してまいりますので、更に比率は下がる見通しであるというふうに捉えているところでございます。

今後におきましても、財政規模が小さいため、僅かな金額でも指標に影響を及ぼすことが想定されますので、引き続き、各財政指標に注視しながら健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

五霞町の将来を見据えた場合、現在、五霞町の財政状況はどうなんだろうというようなことが一番危惧されるわけです。決算書等、やはり年度が終われば発行されると思うんですけども、令和6年については既に決算が終わっているということで、令和6年度の数値に基づきまして、財政指標について伺いました。

先ほど答弁ありましたとおりですね、財政力指数についても、0.79ということで、県内9番目に位置するという事です。これが1を超えると、交付税が発行されなくなるというふうなこともあるわけなんでしょうけれども、五霞町においては、相当いい財政力指数を持っていると。県内9位ということで、これはすばらしいなというふうに思います。それと、経常収支比率についても、87.0ということで、2番目ですね。これも、2番目、県内2位ですから、これもすばらしいなと。あと、積立金残高ということで、78.1%、これも8位であるということです。それと、地方債現在高も比率が92.4%ということで、3位ということです。全てがすばらしい。あと、ただ公債費比率は若干ちょっと高いんですけどね。これについても、それぞれ数年後には改善される見込みがあるというような答弁をいただきました。

そういうことで、その指数については、五霞町は大変いい状況を誇っております。これが継続されますように、ぜひこれからも頑張っていただきたいというふうに思います。

1点目については、以上で結構です。次、お願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、2点目、財政健全化についての現況と課題について御答弁申し上げます。

財政健全化の現況につきましては、まず、本町の根幹をなす町税でございますけれども、これまでの企業誘致等の推進によりまして、令和6年度決算では24億8,000万円ということで、過去最高の町税収入となり、歳入全体の40%を占めております。さらに、歳入における町税を含む自主財源の割合は、70%と高い割合となっております。基金残高につきましても、計画的に積立てを行ってきたことから、令和6年度末では30億円を確保しており、この10年間を見ましても最も大きな積立額となっております。さらに、地方債残高につきましては、令和6年度末で全会計を合わせて77億円ということで、これまで毎年度、計画的にその返済を進めてきたことから、ピーク時であります平成16年度と比較しまして約半分の残高となっております。また、財政健全化を判断する4つの健全化判断比率から見ましても、いずれの指標についても健全化判断基準内となっております。

以上のように、これまでの財政状況は、各種財政指標や町税等の持続財源、地方債残高の数値から見ましても健全化が図られているところでございます。

今後といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして、公共施設の改修や道路・上下水道施設の更新など、インフラの老朽化対策には多額の資金を要することとなります。これらを実施するに当たりましては、先ほど答弁しましたとおり、実質公債比率がまだ高い状況にありますので、実質公債比率、さらには将来負担比率等を見極めながら計画的に事業を実施していく必要があるというふうに捉えております。

今後もこれらの課題に対し、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、効率的な行政運営を図り、持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

2点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

1点目の指標を踏まえて、2点目においては、五霞町の健全性ですね、財政健全化についてお伺いいたしました。

この財政健全化と言いますのは、冒頭に言いましたとおり、国や地方公共団体が、税金などの収入と支出を改善し、借金を減らす活動というようなことが趣旨ですけれども、先ほど課長答弁がありましたとおり、基金の残高につきましては30億円あると。それと、地方債残高につきましても、20年前と比較すると半分減っているということです。そういうことで、五霞町の財政状況は、良いほうに向かっているんだろうなというふうに思います。

町税についても、令和6年度に24億8,000万円と過去最高だというふうなお話を聞きました。そういう意味で課長答弁にあったように、これからインフラの整備とかいろいろありますので、いろいろ支出が出るかとは思いますが、歳入・歳出のバランスをとって、より良い財政運営に携わってほしいなというふうな思いがありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

財政健全化についてはですね、大変健全であるという報告をいただきました。そういうことで結構です。次、お願ひいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、3点目、10年後、20年後の五霞町の状況について御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、日本の人口減少は本町においても例外ではありません。歳入の根幹をなす町税収入や、人口を算定基礎としている地方交付税などへの影響も想定されるところでございます。

町では、総合計画や人口ビジョンを策定し、今後の更なる人口減少に備え、様々な施策を展開しております。そして、その後ろ盾となる財政基盤の確保のため、10年先を見据えた中期財政見通しを策定し、今後の人口減少やインフラの老朽化対策、さらには複合庁舎整備など大規模事業への対応を想定し、必要な財源対策を講じているところでございます。

今後10年、20年後の持続可能な財政基盤確立のためには、健全な財政指標を維持しつつ、歳入面においては町税等の安定的な自主財源の確保や目的基金の積立て、歳出面においては、公共施設の集約化や公営企業の経営健全化など、抜本的な改善を進めていく必要があると考えてございます。

3点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

五霞町においても、これからいろいろインフラ整備とかいろいろ出てくるかと思ひます。そのような中で、計画に沿って事業を進めていくことが大事なんだろうというふうに思ひます。

先ほど聞きますと、10年先を見据えた中期財政計画を立てて、その都度、その都度見直しを図っていくということです。課題があれば、その都度、軌道修正をすることも必要なんだろうと。

何でもそうですけど、計画どおりに全てが行くとは限りません。何かあったときには、立ち止まって、よく見極めて判断することが必要なんだろうというふうに思ひます。

幸いにして、五霞町においては、今のところは財政的にも安定しているというふうなことが判断されると思ひます。今後、やはり人口減少とかを踏まえますと、どうしても税収とか減収

とかいろいろ考えられますので、そのようなところをどこで補填するかということですね。そういうこともやっぱり必要条件に入ってくるだろうというふうに思います。

そういうことで、今後も職員一同が注視して、この財政については全ての職員が注視していただきたいと思いますというふうに思います。

この財政が良い方向に行かないと、町民の方は一番心配するわけなんですね。大丈夫なんだろうかということで、そういう町民の方々に心配をしていただかないような安定した財政運営をしていただきたい。それには、情報も町民の方に流す必要があるだろうというふうな思いがあります。

これは、町民税。これが一番の中心になるんでしょうけども、やはり町民の方々に納入していただける税収ですので、それを有効に活用して、より良いまちづくりのために使っていただきたいというふうに思います。無駄は省いて無駄のないように十分検証して使っていただきたい。

それと、収入についても、安定した財源を確保するために、いろいろな方策を立ててやっていただきたい。これから企業誘致もあるでしょう。そうしますと、固定資産税も増えてくるだろうというようなこともありますので、好条件、これから先を見据えますと、五霞町は大変好条件もあるというようなことですので、その辺も考慮して計画を立てて財政運営をやっていたきたいというふうな思いがあります。

議会としても、この辺のところは報告はあると思うんですけど、その都度チェックして意見等を述べさせていただきたいというふうに思います。

そういうことで最後、次の4点目のほうをお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）それでは、2項目め4点目、魅力あるまちづくりに向けた取組について御答弁申し上げます。

今後、10年後、20年後の更なる人口減少や少子高齢化を見据えた将来のまちの姿を見ますと、役場や公民館などの行政機能や商業等の生活機能などを集約的に確保し、高齢者をはじめ、町民の皆様が安心して暮らせるようなコンパクトなまちづくりを進めると同時に、地域公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできるようなネットワークづくりを構築していくことが非常に重要であると認識しております。

このため、町では、御案内のとおり、現在、公民館跡地に役場とコミュニティセンターとの複合施設を整備するとともに、隣接地にスーパーを核としたショッピングモールの誘致に全力で取り組んでまいりました。加えて、このエリアに町内各地から簡単に足が運べるよう、来年度予算にごかりん号のオンデマンド運行の更なる進化を図るための経費を、今議会に上程させていただいたところでございます。

町といたしましては、住み続けたい・住んでみたいと思われるような魅力あるまちづくりを維持し、持続的に維持発展していくために、長年の町の課題にも果敢に挑戦するとともに、様々な施策を失敗を恐れず、先手、先手で取り組んでまいります。

4点目の答弁は、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）山本議員。

○4番（山本芳秀君）ありがとうございます。

この魅力あるまちづくりは、どこの自治体でもそういう思いでやっているんだろうなというふうに思います。五霞町においても、ここにきて、かなり事業がよい方向に展開していった、向かっているというふうな思いがあります。

先ほど答弁にありましたとおり、コンパクトシティという固有名詞が出たんですけども、小さな町と。ある程度絞って、そこに集積して、いろいろな施設とか住宅とかを、ある一点に絞ってまちづくりをしていくというふうな思いだと思います。

このコンパクトシティですね。それには、いろいろな公共交通を充実していかなくちゃならないんだろうなというふうな思いがあります。このデマンドについても、これから新たな取組をするんだろうなというふうに思います。

それと、住宅整備ですね。これは、やはり人口が減るということであれば、見込まれる中において、住宅整備というのは不可欠なんです。五霞町においても、既に原宿台と川妻地区に住

宅ができていますけども、この住宅整備というものもこれからますます必要になってくるだろうというふうな思いがあります。

それについては、五霞町が魅力的にならないと駄目なんですよね。幾ら住宅を造りました、家賃がこうですよといっても、五霞町というのはいいところなんだ、魅力的なんだ、というような思いを町外に発信することが必要なんだろうというような思いがあります。最近ですね、情報発信がかなり進んでいるんだなというふうな思いがあります。そういう意味で、これからも外に向けての情報発信をやっていただきたいというふうに思います。

それと同時に、町の行事とかいろいろなイベントとか、そういったものも充実していくということです。外から選ばれるまちづくり、五霞町に住みたいなというふうには選ばれるまちづくりをしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、五霞町というのは、やはり誰が見てもそうですけども、交通の便がいいということとか、埼玉県と隣接しているというようなことがありまして、ほかの茨城県内と十分いろいろな面で良い条件がそろっているということです。そのいい点は、PRを強くして発信していく必要があるだろうというふうに思います。

そういうことで、五霞町はこれからますます発展する可能性のある自治体ではないかなというふうな思いがありますので、これからもお願いしたいなというふうな思いがあります。

今回、私の一般質問は、先を見据えたということで質問をさせていただきました。やはり将来の五霞町を考えたときに、今、何が必要なんだろうかということが一番重要になってくるんです。将来こういうまちにしたいんだということであれば、では、今は何をしなくちゃいけないんだということで、五霞町においては住宅整備とかいろいろやっていますけども、やはり人口減少というのが日本全国どこでもありますので、それを解消するためには何が必要なんだろうというようなことだと思うんです。

やはりそういう意味で、ほかから選ばれるまちづくりですね。それが必要と。差別化。そういうことも必要なんです。五霞町というのは、これがすごいんだというようなことで、全面に打ち出してまちづくりをするということです。差別化です。それも必要になってくる。

今回、教育についても質問をさせていただいたんですけども、やはりこれからは若い人たちが五霞町に住んでいただかなくてはならないと。若い人たちですね。それには教育も重要になってくる。

人口減少、少子高齢化。それを解消する意味で、今何をしなければならぬかということは、執行部の人は重々承知の上で施策を進めているんだろうなというふうな思いがあります。それが実を結ぶときが、10年後、20年後には出てくるのだろうと。今やっていることが間違いなければ、10年後、20年後に良い成果として返ってくるだろうというふうに思いますので、私も今やっていることというのは、間違いではないんだろうなというふうように思います。応援していきたいなというふうな思いがあります。

それと、最後なんですけども、やはり五霞町というのは小さい自治体ですね。これは誰か言っている……。ちょっと聞いたことがあるんですけども、小さい自治体でなければできないことがあるんです。それは何かというと、小回りです。スピード感を持ってやることです。スピード感を持ってやる。実行するということなんです。小回りがきく、実行、スピード感を持って。決めたことに対してはスピード感を持って実行する。それが途中駄目だったら駄目でしょうがないです、これはね。そのときには、改めて立ち止まって軌道修正をするという考え方が必要なんだろうと。

それと、住民の方に対しては、やはりサービス向上ですね。いろいろなことで頼まれたこと、いろいろなことがあるとは思いますが、それをスピード感を持って対応するということが求められると思います。聞いたら聞きっ放しじゃなくて、すぐスピード感を持って回答する。できないことはしょうがないですけど、できないことは、こういうことでできませんという回答をすればいいのであって、やはりそういうことで、住民の方々を大事にしていきたいという思いがあります。

それとともに、若い人、若い人だけじゃなくて高齢者もおりますので、高齢者にやさしいまちづくりにも心がけてほしいなというふうに思います。総合的にいいバランスのとれたまちづくり、そういうことも考慮する必要があるだろうなという思いがあります。

そういうことで、私は将来を見据えたまちづくりということで、今回質問させていただきました。いろいろ答弁をいただきました。執行部の皆さん、大変ありがとうございました。

そういうことで、私の今日の一般質問が全て終了いたしましたので、これにて終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（植竹美智雄君）以上で、4番 山本芳秀君の質問が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◇ 猿 橋 正 男 君 ◇

○議長（植竹美智雄君）2番目の質問者である猿橋議員は発言席へ移動願います。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、1番 猿橋正男君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席戻り答弁をお聞きください。

1番 猿橋正男君。

〔1番 猿橋正男君 登壇〕

○1番（猿橋正男君）皆様、おはようございます。1番議員、公明党の猿橋でございます。

本日は、多用なところ、傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。二十四節気の1つ、啓蟄の頃を迎え、めっきり春めいてまいりました。しかしながら、一昨日には雪が降るなど、まだ寒暖差の厳しい日が続いております。皆様におかれましては、くれぐれも体調管理に御留意くださいますようお願い申し上げます。

今回の一般質問では、3項目7点についてお伺いいたします。

1項目めは、高齢者の見守り体制の充実についてです。

我が国では、急速に高齢化が進んでおります。医療の進歩や生活環境の向上により平均寿命が延びる一方で、少子高齢化が進み、高齢者の割合は年々増加しています。特に増えているのが、高齢者のみの世帯、とりわけ単身高齢者世帯です。

本町においても例外ではありません。かつては三世代同居が当たり前であり、家族の中で自然に見守りが行われていました。また、近所付き合いも密で、地域の中で高齢者の様子に気づくことができました。しかし、現在は家族形態の変化や若年層の都市部への流出により、地域コミュニティのつながりは以前よりも弱まっています。言わば、自然な見守り機能が縮小しているのが現状であります。

このような中で、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが行政の重要な責務であり、その中心となるのが、見守り体制の充実であります。単身高齢者が抱える最大のリスクは、社会的孤立です。日常的に会話を交わす相手がいない。困ったときに、相談できる人がいない。体調が悪くなっても、気づいてもらえない。このような状況は、健康悪化や重症化、さらには孤独死につながるおそれがあります。特に、認知症の初期段階では、自ら支援を求めることが難しい場合があります。だからこそ、周囲の気づきが重要になります。

見守りとは、単なる安否確認ではありません。普段との小さな変化に気づき、必要な支援につなげること。そして、継続的な関係を築くことまでを含めた支援であるべきだと考えます。

地方自治体においては、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。若い世代が減る中で、支える側が少なくなっていることは、構造的な課題です。こうした状況の中で、高齢者の見守り体制をいかに強化していくかは、まさに喫緊の課題であります。

地方特有の課題もあります。

第一に、居住地の分散と交通手段の不足です。公共交通が限られている地域では、買物や通院が困難になりがちです。外出の機会が減ることで、社会参加が少なくなり、結果として孤立が深まります。また、日常的に人と接することが少ないことは、体調悪化や異変の発見が遅れるリスクにもつながります。

第二に、見守りの担い手の問題です。これまで中心的な役割を担ってこられた民生委員の皆様も高齢化が進み、成り手不足や活動の負担増加が課題となっています。善意や使命感に支えられた仕組みは尊いものですが、それだけに依存する体制には限界があると言わざるを得ません。

第三に、住環境と経済的課題です。地方では、持家率が高い一方で、老朽化した住宅に住み続ける高齢者も多く見られます。冬季の寒さ対策、段差による転倒リスクなど、安全面での不安もあります。また、年金収入のみで生活する単身高齢者は光熱費や医療費の増加に不安を抱えながら、迷惑をかけたくないという思いから、支援を求めない傾向があります。

このような見えにくい困難を早期に把握することこそ、見守りの大きな役目であります。本町でも、民生委員や地域包括支援センターを中心に見守り活動が実施されています。また、災害に備えた避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定など、平時の見守りと災害対策を連動させた取組も進められており、評価すべき点であります。さらに、ひとり暮らし高齢者の住居に緊急通報システムを設置し、急病や事故の際に消防へ通報できる体制も整えていることは大変心強い取組であります。

しかしながら、緊急通報システムは、固定電話回線がなければ利用できない仕組みとなっており、近年は、スマートフォンの普及に加え、固定電話を狙った詐欺電話が増加していることから、固定電話回線を解約する方が増えています。特に高齢者の方々においては、詐欺被害を防ぐために、解約するケースが増えているものと考えます。

また、今後、更に高齢化が進む中で、現在の体制だけで十分と言えるでしょうか。町民の方からは、「これから先、見守り体制は大丈夫なのか」、「ICTの活用をもっと進めるべきではないか」といった声も聞かれます。

今後は、より重層的な仕組みづくりが必要であり、例えば、郵便配達員や水道検針員、新聞配達員など日常的に地域を循環している事業者と連携を強化し、異変を察知した際の通報体制を明確化することが考えられます。日常業務の延長線上にある見守りは、持続可能な仕組みとなり得ます。また、人的資源に限りがある中では、ICTの活用も有効です。緊急通報装置、見守りセンサー、定期的な自動音声電話による安否確認など様々な技術が実用化されています。これを地域の実情に合わせて導入することで、見守りの網を広げることが可能になります。

見守りとは、高齢者を管理することではありません。地域で安心して暮らし続ける環境を整え、その人らしい生活と尊厳を守ることです。そのためには、行政・地域住民・民間事業者、そしてテクノロジーを組合せた総合的な取組が求められます。

そこで、以下の4点について質問いたします。

1点目。本町における単身高齢者及び高齢者のみの世帯の現状と、見守り対象者数はどのようになっているのか。

2点目。見守りが必要な対象者について、どのような方法で把握しているのか。

3点目。緊急通報システムの利用状況はどのようになっているのか。

4点目。民間事業者との連携やICTの活用を含め、今後の見守り体制はどのように考えているのか。

以上、高齢者の見守り体制の充実についての質問です。

2項目めは、成年後見制度についてです。

先に述べたように、我が国では、急速な少子高齢化が進んでおります。それに伴い、認知症高齢や知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方々が年々増加しています。こうした方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、権利や財産を守る仕組みが必要です。その重要な制度が、成年後見制度であります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な方に代り財産管理や契約手続などを支援する仕組みです。しかし、この制度は、単なる財産管理のための制度ではありません。本人の意思をできる限り尊重し、その人らしい生活を守るためのものであります。現状を見ると、制度の利用は十分に進んでいるとは言えません。親族後見人の高齢化や担い手不足、家庭裁判所への申立手続

等の負担など、多くの課題があります。必要としている方がいても、制度につながっていないケースがあることが大きな問題です。

こうした状況の中で、成年後見制度を民間に任せるのではなく、行政が主体的に関与し、支援体制を整えることが重要です。行政が関わることで、福祉・医療・介護や住まいの支援と連携した総合的な対応が可能となり、孤立や権利侵害を未然に防ぐことができます。

昨年の第2回議会定例会において、私は、成年後見制度の支援事業を具体的に展開すべきと質問いたしました。その際、制度周知のための積極的な情報発信を行い、社会福祉協議会と連携しながら、必要な支援体制を構築していくとの答弁をいただいております。また、町民の方からも「町の成年後見制度はどうなっているのか」との声が聞かれます。制度の周知や体制整備などがどこまで進んでいるのか、町民の皆様にも分かりやすく示す必要があると考えます。

今後、更に高齢化が進む中で、成年後見制度の需要は確実に増加いたします。だからこそ、今、行政が主体性を持ち、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて取組を強化すべきであります。

そこで質問いたします。現時点における成年後見制度の支援体制構築の状況と、今後の具体的な予定をお伺いいたします。

以上、成年後見制度についての質問です。

3項目は、感震ブレーカーの設置促進と補助金制度についてです。

我が国は、世界有数の地震大国であり、近年も大規模地震が発生しております。地震により建物倒壊や津波被害が注目されがちですが、見過ごしてならないのが通電火災であります。これは、大地震発生の後、停電が復旧した際に、倒れた電気機器や損傷した配線から出火する火災のことです。過去の大震災においても、火災原因の相当割合が電気に起因するものであったと報告されています。せっかく命が助かったにもかかわらず、その後の火災で自宅を失う、あるいは避難中に延焼が拡大するという二次被害は何としても防がなければなりません。これは、行政として取り組むべき重要な課題であります。

その有効な対策が、感震ブレーカーであります。一定以上の揺れを感知すると、自動的に電気を遮断する装置で、通電火災を未然に防ぐことができます。分電盤に設置するタイプのほか、コンセント型や簡易タイプなど、多様な種類があります。比較的低コストで導入できるものもあります。しかしながら、町民の認知度はまだまだ十分とは言えず、費用負担を理由に設置が進んでいないのが現状ではないでしょうか。

本町においても、木造住宅が密集する地域や高齢者世帯が多い地区が存在します。ひとたび火災が発生すれば、延焼が拡大する危険性は高く、特に高齢者世帯では、初期消火や迅速な避難が難しい場合も想定されます。だからこそ、事前の備えが重要であります。

行政が主体的に普及啓発を行い、設置を後押しする取組が必要ではないでしょうか。例えば、一定額の設置費用を補助する制度や、住宅の防災改修と組合せた補助制度を創設することで、町民の負担を軽減し、普及率を大きく高めることが可能です。特に高齢者世帯や低所得世帯に重点的な支援を行うことは、防災上極めて有効であります。これは単なる設備導入支援ではなく、町民の生命と財産を守るための予防的投資であります。被災後の復旧・復興に要する費用を考えれば、事前の備えは極めて合理的な政策判断であります。

大規模災害は、いつ発生するか分かりません。だからこそ、起きてから対応するのではなく、起きる前に備える。その姿勢が求められます。

茨城県のホームページにも、感震ブレーカーの必要性を示し「感震ブレーカーを設置しましょう」とのページがあります。

そこで質問いたします。

1点目、本町として感震ブレーカーの必要性をどのように捉えているのか。

2点目、本町として設置促進計画を作成し、補助金制度の創設及び積極的な周知啓発を行うことが必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

以上、感震ブレーカーの設置促進と補助金制度についての質問です。

以上で、質問の趣旨を述べさせていただきました。

それでは、発言席に移らせていただきます。

〔1番 猿橋正男君 発言席へ移動〕

○議長（植竹美智雄君） 1項目め1点目並びに2点目の質問に対し、一括して健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君） 1項目、高齢者の見守り体制の充実について、1点目、高齢者の現状について及び2点目、見守り対象者の把握について一括して御答弁申し上げます。

最初に1点目、町における単身高齢者及び高齢者のみの世帯の現状についてお答えいたします。

まず、町における単身高齢者の数についてですが、2月27日現在の住民基本台帳に登録されている単身高齢者は394人となります。

次に、高齢者のみの世帯数につきましては、65歳以上の世帯員がいる全世帯の登録状況を1件ずつ抜き出し、併せて同一住所地における世帯分離等の有無を確認し集計する必要があります。このため、世帯の確認に時間を要することとなりますが、今後、必要な情報として把握していきたいと考えております。

次に、見守り対象者数については、地域包括支援センターの調べで、令和7年4月1日現在で54人となっております。

続いて、2点目の見守り対象者の把握についてお答えいたします。

見守り対象者につきましては、基本的に一般介護予防事業における介護予防者把握事業から情報を把握しております。具体的には、地域包括支援センターが実施しております高齢者の健康状態を把握する基本チェックリストにより介護予防の支援が必要と判定された方をリストアップしております。また、地域の方々からの情報提供によるものや、元気はつらつ倶楽部や居場所づくりなどで得られた情報をもとに、御本人のお宅に出向いて把握するケースもございます。さらに、配偶者が亡くなるなどして今後の生活に不安を感じた御本人から直接申出される事例もございます。このような様々な方法で得られた情報をもとに、地域包括支援センターを中心に民生委員や必要に応じて地域の方々とともに御宅を訪問し、速やかな状況の把握に努めております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君） 猿橋議員。

○1番（猿橋正男君） ありがとうございます。

しかし、答弁をお伺いして、私は少し驚きました。

少子高齢化が進む中で、高齢者の単身世帯や高齢の方のみの世帯の増加が大きな課題として全国的に注目されています。そのような状況の中で、本町において現時点では、高齢者のみの世帯の数を把握していないということです。行政が様々な施策を進める際には、対象となる世帯や人数、言わば分母となる数の把握が非常に重要です。分母が分からなければ、必要な施策の規模や方向性を適切に検討することは難しくなります。そのため、まずは高齢者のみの世帯の状況を早急に把握していただきたいと考えております。

次に、見守り体制の把握についてです。御答弁では、地域包括センターで実施している基本チェックリスト、また地域の方からの情報、居場所づくりなどの活動で得られた情報、そして本人から申出があったことによって把握しているとのことでした。しかし、これらはいずれも情報が寄せられてから対応する、言わば受け身の形になっていると感じました。この方法だけでは、支援が必要な方を十分に早く把握することは難しいのではないのでしょうか。見守りで大切なことは、何か起きてから対応することではなく、異変を早期に察知することだと私は考えております。そして、早い段階で支援や施策につなげていくことが重要です。早い対応は、結果として高齢者の健康寿命の延伸につながります。またそれは、将来的に医療費や介護費、保険費用の抑制にもつながると考えます。

様々な事情があることは承知しておりますが、まずは、高齢者のみの世帯などの状況を把握していただき、必要に応じて定期的な訪問などの取組を進めていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、3点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君） 続いて、3点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君） 1項目3点目、緊急通報システムの利用状況について御答弁申し上げます。

緊急通報システムにつきましては、ひとり暮らしの高齢者の住居に固定の電話回線を利用した緊急通報システムを設置し、ひとり暮らしの高齢者が、急病、事故、その他の理由で緊急にほかの者の援助を必要とする場合において、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部に通報することにより、速やかな救援を行うものでございます。

議員お尋ねの利用状況でございますが、緊急通報システムを設置している件数は、令和6年度においては47件、令和7年度は40件となっており、利用者件数は、令和6年度は19件、令和7年度は、現在のところ12件となっております。

主な要請内容といたしましては、緊急搬送、火災、相談等が挙げられております。

システムの新規設置件数については、令和6年度は3件、令和7年度は、現在のところ2件となっております。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございます。

この緊急通報システムは、高齢者が自宅で安心して生活するための大変有効な施策であると私も評価しております。

ただ、残念に感じた点が2点あります。

まず1つ目は、現在のところ固定電話のみの対応となっている点です。近年は、固定電話を持たず、携帯電話やスマートフォンのみで生活している方も増えています。そのため、制度があっても利用できない方が一定数いるのではないかと感じました。

2つ目の点ですが、利用状況についてです。御答弁では、高齢者単身世帯が394人いるのに対して、利用者が40件とのことでした。割合にすると1割程度ということになります。この数字を見ると、まだ十分に活用されているとは言えない状況ではないのかと感じております。実際に私の友人の中にも、単身の親御さんを支えている方がいますが、この緊急通報システム自体を知らなかったという話を聞いています。このように、必要としている方に制度の状況が十分に届いていない可能性もあるのではないのでしょうか。ぜひ、広報紙やホームページだけではなく、地域包括センターや民生委員の方々と連携を密にして様々な周知用法を活用していただき、町民の皆様にご制度を広く知っていただく取組を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4点目へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4点目の質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君） 1項目4点目、今後の見守り体制について御答弁申し上げます。

団塊の世代と呼ばれる方が後期高齢者となり、今後ますます高齢社会が進展していく中、単身高齢者世帯が増加していくことは避けられない状況であり、今後の見守り方法も検討していくことも必要であると認識しております。

町では、これまで社会福祉協議会によるひとり暮らしの老人等配食サービスを活用した見守りや緊急通報システムによる緊急時への対応などにより見守りを実施してきたところです。さらに、議員御指摘の民間事業者との連携については、既に郵便事業者や生活協同組合などと事業活動の中での高齢者の見守りをお願いしており、スーパーや銀行なども高齢者支援を含めた包括連携協定を締結し、見守り体制を重層的に強化しております。今後も、より実効性を高めて、一層の体制強化を図ってまいります。

また、ICTにつきましても、昨今の目まぐるしい情報技術の進展と人口減少社会における効率化の観点からも積極的に活用を図っていくべきものと考えております。現在、既存の緊急通報システムがございますので、例えば、これに見守り機能を加えるなど、広域事務組合に参加する自治体などと研究を行っていきたくとも考えております。

町としましては、引き続き先進自治体の事例やICTを活用した民間事業者のサービス体制を参考にしながら、見守り体制の更なる強化を図ってまいります。

以上となります。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

御答弁の中で、民間事業者との連携として郵便事業者、生活協同組合などとの見守り体制を構築していること、また、さらにスーパーや銀行なども包括支援協定を締結して見守り体制の重層的な強化を進めていると伺いました。地域全体で、高齢者を見守る体制づくりが進められていることについて大変心強く感じました。

また、ICTの活用についても、効率化の観点から積極的に取り組んでいく考えを示していただき、安心いたしました。

その上で、御提案のあった緊急通報システムに見守り機能を加えることは、今後ますます重要な取組であり、非常に有効な方法であると考えております。ぜひ、広域事務組合に参加している自治体の皆様と研究、また検討を重ねていただき、将来的にはスマートフォンでも利用できるようなシステムの構築を進めていただければと思います。

一方で、見守りにおいて最も大切なことは、実際に高齢者の方と顔を合わせた会話を重ねていくことだと考えています。ICTの技術も活用しながら地域の中で、人とのつながりを大切にした見守り体制を今後も進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めへお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2項目めの質問に対し、健康福祉課長の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（吉岡雅子君）2項目、成年後見制度について御答弁申し上げます。

成年後見制度につきましては、認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方の財産を守り、身上保護を行う制度であり、今後、急速に進む高齢化に伴い、ますます利用者の増加も予想されます。また、元気なうちに制度を理解し、活用を希望したいと考える高齢者も増加するものと意識しております。

一方で、本制度につきましては、法律や専門用語が多く分かりづらい、聞き慣れない手続が複雑である、敷居が高いなどといった先入観も多くあります。多くの方々が、その活用に二の足を踏んでいるものと思慮されます。

このような状況にあることから、町としましては、町と社会福祉協議会それぞれに相談窓口を設けて、必要な方々への制度の周知と併せ、専門的な内容を分かりやすく、かつ具体的にアドバイスを行い、制度の活用を促しているところでございます。また、手続に関する詳細な紹介や実際の申立てなど、相談内容によっては、成年後見センター・リーガルサポートや法テラスなどへの紹介も行っております。しかしながら、昨年の相談件数は、合計1件にとどまっておりますので、これまでの町ホームページなどの広報媒体に、より気軽に相談できる旨の工夫などを加え、普及・啓発を図ってまいります。

さらに、住民の方々により分かりやすく、より具体的にアドバイスができるよう境町、八千代町、五霞町の3町で構成する協議会などを活用し、対応職員の知識の向上と研さんに努め、より一層の相談体制の充実を図ってまいります。また、法人後見制度につきましては、現在、成年後見制度自体の相談が少ないことから、どのくらいの需要があるか、ニーズ調査を実施することが必要と考えております。令和8年度にアンケート調査を実施し、ニーズの把握をしてまいりたいと思っております。さらに、法人後見制度を実施するには、制度を必要とする人に適切な支援を行うためには、社会福祉士の確保や人材の育成などの体制整備が必要となることから、時間をかけて丁寧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

昨年の相談件数が1件との答弁を伺い、まだこの制度の認知や理解が十分に行き届いていないのではないかなと感じました。

答弁にもありましたように、今後の普及・啓発にしっかり取り組んでいただきたいと思えます。また、アンケート調査を実施してニーズの把握を行っていくとのことで、現状を正確に把握することは大変重要なことであると私も考えております。ぜひ、早急に実施していただきたいと思えます。

今後は、高齢者の増加に伴い、本制度の利用者が増えていくことも想定されます。そうした状況を見据え、支援体制の構築に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

さらに、新たに法人後見制度を実施していくためには、人材の育成、また確保が重要であり、安定した体制を構築するためには、時間をかけた丁寧な取組が必要であるということも理解いたしました。しかしながら、高齢化は待たなしで進んでおります。近隣では、既にこの取組を進めている自治体もあり、そうした自治体と情報共有や意見交換を行うことで参考にできる点も多いのではないかと考えております。ぜひ、できる限り早期の実現に向けて具体的な取組を進めていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、3項目めへお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、3項目め1点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）3項目め1点目の感震ブレーカーの必要性について御答弁申し上げます。

近年、日本各地で大規模な地震が頻発しており、その揺れに伴う電気機器からの出火や停電後に発生する火災が深刻な問題となっております。実際、過去の大震災では、地震発生後に電気機器が引き起こす火災によって多くの被害もたらされていることも承知しております。

議員御提案の感震ブレーカーにつきましては、地震による大きな揺れを感知した際に、自動的にブレーカーやコンセントなどの電気供給を遮断する装置であり、国の防災基本計画及び国土強靱化年次計画においても普及促進が掲げられております。町としましても、感震ブレーカーの重要性は認識をしており、住民の生命と財産を守るための有効な手段の一つであり、さらに住宅火災を未然に防ぐだけでなく、延焼防止にも寄与するものと考えております。

いずれにしましても、今後も町の防災対策を更に強化し、住民が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

感震ブレーカーが、大規模地震が発生した際の通電火災を未然に防ぐだけでなく、火災の延焼防止にもつながり、住民の命と財産を守るための有効な手段であるとの認識を示していただきました。

また、防災対策を更に強化していくとの御答弁をいただき、ありがとうございます。

今後、感震ブレーカーの普及を含め具体的な取組が進むことを期待しております。

それでは、2点目へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）それでは、2点目、計画と補助金制度について御答弁申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたが、感震ブレーカーは、大きな揺れを感知した際に電気を自動的に遮断する機能を持つ防災機器の一種で、特に住宅密集地などにおいて、多くの世帯が導入することで、その効果が更に高まるものと認識をしております。

しかしながら、内閣府が実施した防災世論調査によりますと、感震ブレーカーの設置率は約6%にとどまっており、その必要性や効果について十分に理解されていない状況にあるのではないかと考えております。

町としましては、こうした状況を踏まえまして、昨年11月の町民避難訓練におきましては、東京電力パワーグリッド株式会社の協力を得まして、感震ブレーカーの利用に関する周知・啓発も行ったところでございます。

一方で、県の防災計画におきましても、その活用が位置づけられておりますので、町としましても、令和8年度に改訂する地域防災計画に感震ブレーカーの普及・啓発に関する内容を盛り込み、周知・啓発を強化していきたいと考えてございます。

なお、議員の質問にもありました補助金制度の創設につきましては、国や県の動向に注視しつつ、他の自治体で実施されている事例を参考にし、その必要性を見極めながら検討してまいりたいと思います。

町としまして、住民の安全と安心を守ることを最優先事項とし、大規模災害への備えとその強化に向けた取組を今後とも進めてまいります。

2点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）猿橋議員。

○1番（猿橋正男君）ありがとうございました。

令和8年に改訂予定の地域防災計画において感震ブレイカーの普及や啓発に関する事項を盛り込んでいただき、また、町民への周知や啓発を強化していきたいとお考えを示していただき、ありがとうございます。

また、補助金制度についても、国とか県の動向を注視しながら、他の自治体の事例を参考に必要性を見極めて検討していくとのことでした。ぜひ、導入に向けて前向きな検討をお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、災害が発生した後の復旧や復興に多くの時間と費用がかかります。このことを考えれば、被害を未然に防ぐための事前の備えは、非常に合理的で重要な取組です。だからこそ、災害が起きてから対応するのではなく、災害が起きる前に備える防災対策を進めていくことが重要であると考えます。今後の取組に期待しています。

私の質問は以上です。以上で、一般質問を終了させていただきます。最後まで御清聴いただき、ありがとうございました。

○議長（植竹美智雄君）以上で、1番 猿橋正男君の質問が終わりました。

ここで休憩とします。

再開は、午後1時といたします。

暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（植竹美智雄君）会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 小野寺 宗一郎 君 ◇

○議長（植竹美智雄君）3番目の質問者である小野寺議員は発言席へ移動願います。

参考資料の配付について申し上げます。

質問者の小野寺議員から参考資料の配付について依頼がありましたので、これを許可し、お手元に配布しております。

[2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動]

○議長（植竹美智雄君）ただいまより、2番 小野寺宗一郎君の発言を許可します。

登壇し質問趣旨を述べ、その後は発言席へ戻り、答弁をお聞きください。

2番、小野寺宗一郎君。

[2番 小野寺宗一郎君 登壇]

○2番（小野寺宗一郎君）皆さん、こんにちは。2番議員の小野寺宗一郎でございます。

傍聴席の皆様、大変お忙しい中、議会議場までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。最後までよろしくお願いいたします。

それでは、議長により発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、2月26日に通告いたしましたとおり、不法投棄の現況と監視体制について質問いたします。

不法投棄は、私たちの生活環境を悪化させるだけでなく、土壌や水質の汚染、さらには、健康被害や土砂崩れなどの災害を引き起こす可能性があり、社会全体に深刻な影響を及ぼしております。特に、一度投棄された場所は、更なる不法投棄を招く傾向があり、ごみのごみを呼ぶ状況を生み出しかねません。

茨城県においては、首都圏からのアクセスが良いという地理的特性から、県外からの廃棄物の持ち込みによる不法投棄が全国でも上位に上げられるほど多く発生しております。

不法投棄の発生件数は、一時期減少傾向にありましたが、平成30年以降は、ゲリラ投棄の多発とともに増加傾向にあります。

本町におかれましても、圏央道の五霞インターチェンジが2015年3月に開通したことにより、埼玉方面や千葉方面への交通の拠点となり、広域ネットワークの形成や災害時の道路ネットワークの強化、また観光の支援、物流の利便性など様々な効果が見込まれております。

しかし、その一方で、車でアクセスが容易であることから、本町も不法投棄の標的になりやすい状況が懸念されております。特に交通量が少ない地域や河川敷などは、不法投棄が発見されにくく、また、撤去されても再犯が起きやすい傾向にあるため、早急な対策が必要であります。

このような本町の特性を踏まえ、不法投棄の現状について5点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目。不法投棄は、個人のポイ捨てから大規模な産業廃棄物まであり、規模も種類も様々ですが、本町の不法投棄の現況についてお願いいたします。

不法投棄の把握はどのようにしているのか。また、直近3年間の平均で結構ですので、発生件数、場所、種類について詳細をお伺いいたします。また、不法投棄者を特定できずに、町が処理した詳細などもお伺いいたします。

次に2点目。土地所有者は、私有地に不法投棄された廃棄物を適正に処理することが求められておりますが、限界があります。その私有地への不法投棄について伺います。

耕作放棄地や空き地に不法投棄をされてしまった場合、土地所有者にどのような対応をしているのか。また、費用負担についてもお伺いいたします。また、常習箇所の特徴、また、対策についてもお伺いいたします。そして、私有地が適正に管理されている場合は、処理費の一部を補助することや撤去の手助けはできないものか、また、その考えについてお伺いいたします。

次に3点目。無許可回収業者について法的な位置づけと町民への注意喚起が必要と考えるが、その見解をお伺いいたします。

回収業者に対して町民からの相談や苦情などはあるのか。また、無許可回収業者に不用品の処分を依頼することや、それが不法投棄された場合は、依頼者も責任を問われる可能性があることの注意喚起が必要との考えについてお伺いいたします。また、粗大ごみ、家電リサイクル品など適正な出し方が複雑なため、改めて周知することや高齢者や交通手段のない世帯などへ運搬支援や回収方法などを検討する考えについてお伺いいたします。

次に4点目。監視体制と今後の対策についてお伺いいたします。

発見した住民からの通報窓口や体制はどのようになっているのか。また、未然防止策の内容と耕作放棄地や空き地など、投棄されないための土地管理の対策についてお伺いいたします。また、監視カメラの設置や街路灯の増設など、環境的に捨てにくい場所づくりを進める考えをお伺いいたします。

最後、5点目になりますが、家庭ごみの有料化を境に、ますます不法投棄が増える傾向が予測されております。今後どのように進めていくのか、ごみ袋の有料化についてお伺いいたします。

有料化についての経緯、また、どのような金額設定になり、ごみ出しのルールがどのように変わっていくのかお伺いいたします。そして、町民への説明、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

以上、1項目5点についてお伺いいたします。

時間の関係上、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、この後の発言につきましては降壇して、発言席より発言させていただきますのでよろしくお伺いいたします。

[2番 小野寺宗一郎君 発言席へ移動]

○議長(植竹美智雄君) 1項目め1点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(山田 浩君) それでは、御質問いただきました1項目1点目、不法投棄の現況について御答弁申し上げます。

町内における不法投棄につきましては、定期的実施しております職員パトロールや地域住民からの通報によって知ることが多く、産業課員が現地を確認した上で、正式に把握をしているところでございます。

次に、令和4年度から令和6年度までの3か年における町有地への不法投棄の件数及び町が撤去・処理をした投棄物の量の平均並びに主な投棄場所と種類について申し上げます。

不法投棄の件数は、直近3か年の平均で年間約15.3件、投棄物の量は、処理困難物や産業廃棄物を含め、同じく平均3か年の平均で年間約軽トラック6.3台分となり、全て町で撤去・処分を行いました。

投棄された主な場所は、道路や歩道、水路敷のほか、集積所や河川敷においても確認されました。

投棄された廃棄物の種類は、可燃ごみ、缶、瓶などの家庭系一般廃棄物が最も多く、バイクやタイヤなどの処理困難物、洗濯機などの家電リサイクル対象品目、ストーブ、畳、マッサージチェアなどの粗大ごみ、さらには、建設廃材や解体がら、石膏ボードといった産業廃棄物の投棄もございました。

町では、不法投棄を確認しましたら、廃棄物の量や種類、有害性及び証拠の有無によって異なりますが、基本的には警察へ通報し、実況見分や調査が行われることとなります。しかしながら、投棄されたものから決定的な証拠が見つかりにくいこと、また、人目につきにくい場所が選ばれることなどから、行為者の特定や犯行の立証が困難になることが多く、直近3年では、行為者による撤去に至ったものはございません。

なお、町による不法投棄物の処分は、保管できる場所がないこと、環境汚染を防止するために迅速に処理すること、また、運搬や事務処理コストを削減することなどの理由により、通常の一般廃棄物と併せて処分していることから、不法投棄物の正確な重量及び処分費は把握しておりません。

1点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、小野寺議員。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

不法投棄の現況ということでお伺いいたしましたが、把握については、職員のパトロールや住民からの通報が多いようですが、近所の方から通報がありまして、現地を確認しに行ったのですが、高速道路の料金所の下あたりへ行ったら、ヨシが2メートルくらい生えていて、目立たないところでしたので、そこにベッドなどの家庭道具が投棄されていたので、役場に通報して、すぐに撤去してもらったという経緯がありましたので、本町にどれくらいの不法投棄があるんだろうなということで、今回質問をさせていただきましたが、直近3年の平均では15.3件、廃棄物の量も軽トラック6.3台分となっておりますが、本町のような小さな面積の町でも月に1件程度、1件以上ですかね、不法投棄が確認されているということで、結構あるんだなと感じております。

不法投棄されている物も、家庭ごみやタイヤ、冷蔵庫、建築廃材など様々なものが捨てられておりますが、この直近3年では行為者の特定には至ってないということですので、逃げ得というのは許せませんので、今後もしっかりとした管理、また、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

大体の現況は分かりましたので、1点目はこれで結構ですので、次に2点目をお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、2点目の質問に対して産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）続きまして、1項目2点目、私有地への不法投棄について御答弁申し上げます。

議員御質問のとおり、廃棄物処理の基本的な考え方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原因者責任を原則としつつ、同法第5条の規定に基づく土地の適正管理、清潔の保持が求められております。

そのため、耕作放棄地や空き地に不法投棄をされた土地所有者は、原因者責任による撤去が見込まれない場合には、原則、土地所有者自身によって撤去・処理を行わなければならない、その費用は自己負担となります。

次に、不法投棄の常習箇所の特徴でございますが、その多くは、雑草などが繁茂している管理の行き届いていない場所であり、かつ、車通りの少ない道路沿いの土地が多く見受けられます。具体的には、荒廃農地や水路敷、林、歩道上などに投棄される傾向にございます。

なお、町では、不法投棄の常習箇所に限らず雑草が繁茂している土地の所有者には、農地法や五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例に基づく改善通知などを送付し、土地の適正管理を促しているところでございます。

次に、適正に管理されている土地が不法投棄の被害に遭った場合、処理費の一部補助や撤去支援の可否についてでございますが、不法投棄は本来行為者が責任を負うべきものでございます。したがって、私有財産の管理責任との整理や公費負担の公平性、さらにはモラルハザードの防止といった観点から、本町におきましては、現時点で撤去費用等の助成制度は設けておりません。

町としましては、不法投棄の未然防止が重要であるとの考えから、看板設置等による注意喚起、巡回パトロールの実施、警察との連携による早期対応、相談対応及び適正処理に関する助言などの支援を行っているところでございます。

今後につきましては、他の自治体の取組や被害実態を踏まえながら効果的な不法投棄防止策について研究してまいりたいと考えております。

2点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）小野寺議員。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

私有地への不法投棄ということでお伺いしましたが、私有地に不法投棄がされ、その行為者が分からない場合は、原則、その土地の所有者自身が撤去・処理を行わなければならないということですが、それに対して、町からは費用の支援もないということですが、これは当事者にとって大変大きな負担になるのではないかと思います。

その土地が耕作放棄地のように雑草が生い茂って、管理されていないような土地では仕方ないかなと思いますが、これは多少所有者にも責任はあるのかなと思いますが、適正に管理されている土地に不法投棄がされた場合には、何らかの支援を考えていただきたいと思います。

例えば、毎年、米を作って適正に管理されている、そういった田んぼに、隣の耕作放棄地が草木が生い茂り、死角になるということの理由で不法投棄をされてしまった場合なんていうことがあった場合は、人力で撤去できるものであればまだしも、建築廃材や残土など、そういうものが捨てられた場合には、人力では無理ですので、業者に頼んで撤去・処理をしてもらうこととなりますので、規模によっては莫大な費用がかかりますので、これは大変気の毒だなと思います。

現時点では、町からの撤去費用や処分を助成する制度は設けていないということですが、こういった適正に管理されている土地に対しては特例措置と言いますか、処分費の補助などを検討していただけないかなと思います。金銭的な補助が難しいのであれば、役場に重機、ダンプカー、ショベルカーがあるかと思いますが、それを使って撤去の支援という形で撤去を補助していただければ、これも補助ということになりますので、費用の軽減になりますので、そういった検討もよろしく願いいたします。

それでは、2点目は結構です。次へお願いいたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて3点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、続きまして1項目3点目、無許可回収業者について御答弁申し上げます。

民間事業者が廃棄物を収集、運搬、処分するには、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、当該市町村の許可が必要となります。これは、市町村が地域内のごみ処理に全責任を持ち、業者による不法投棄や不適正処理を防止して公衆衛生、生活環境を保全するための規制でございます。

今般、一般廃棄物の収集運搬に関する無許可営業が増加しており、環境省から注意喚起が発せられるなど、全国的な問題となっている状況です。

議員御質問の本町における相談や苦情の状況でございますが、住民からは、ポスティングをやめてほしい、また、回収を頼んでも差し支えないかといった相談を受けた経過がございます。

全国で起きている無許可業者とのトラブル例として、無料と宣伝しながら、トラックに積み込んだ後に作業費等の料金を請求したり、強引かつ執拗な勧誘をしたりするなど、非常に悪質な被害が国民生活センターに報告されており、その件数は増加傾向にあると公表されています。

次に、不用品の処分を無許可業者に依頼することが法律に抵触する可能性があることや、それが不法投棄された場合には、処分を依頼した住民も責任を問われる可能性があることに関する注意喚起に対する町の考えについてお答えします。

本町におきましても、本日、議員がお配りのようなチラシが度々確認されております。このような状況は、不法投棄を助長するおそれがあることから、今後、広報紙や回覧、ホームページ等で十分な注意喚起を実施していきたいと考えております。

次に、粗大ごみ、家電リサイクル品などの適正な出し方を改めて周知してはいかかとの御意見についてお答えします。

広報ごか3月号と併せまして、こちらのようなごみ収集カレンダーを配布させていただきました。その中で、粗大ごみや家電リサイクル品などの出し方を記載させていただいたところでございますが、特に家電リサイクル品の排出手続は、家電リサイクル法に基づくリサイクル券の購入が必要であることから、やや複雑になりがちな部分でございます。適正処理の効率的推進を図るべく、分かりやすい情報の提供に努めるとともに、茨城県が定める不法投棄防止月間である6月及び11月に併せて再度、周知の徹底を図ってまいります。

次に、高齢者や交通手段のない世帯などへの運搬支援や回収方法についてでございますが、高齢者等の生活支援を要する方々への対応は、今後の課題でございます。また、先の質問にもございました一般廃棄物無許可業者の問題にも直結する課題でございます。

現在、一般廃棄物の排出に関する支援として、年に2回実施しております処理困難物の有料回収では、御自宅までごみの回収に伺うサービスを行っているほか、有料によるリサイクル家電の訪問回収サービスを実施しているところでございます。しかしながら、今後一層加速する高齢化社会に対応するには、制度の研究は必須であると考えますので、住民の意見に耳を傾け、より町に見合った行政サービスを検討してまいります。

3点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）はい、小野寺議員。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

最近、町内で軽トラックや2トントラックなどで不要品を回収している業者を見かけますが、中には外国人などもいるようですが、そのほとんどが、無許可の回収業者と言われておりますので、この質問をさせていただきましたが、町にも相談や苦情が入っているようですが、私もそういった話を聞いております。業者が庭まで入ってきて、あれはいらぬのか、これはいらぬのかと、しつこくて、断ってもなかなか帰らないとか、断ったけど外国人だったので怖かったなど、そういった話を聞いております。中には、ちょうど処分しようと思ったので、お願いしたという人もおりますが、そもそも無許可回収業者に処分を依頼すること、また、それが不法投棄された場合には、依頼者にも責任が問われる可能性があるということを、町として注意喚起をしっかりとする必要はないかと思っております。

皆さんにお配りしましたこの資料ですが、これは、たまたま先月、私の家のポストに入っていたものですが、皆さんの中にもこういったチラシを見たことがある方もおられるんじゃないかと思っておりますが、こういったチラシを事前にポストインして、後日、指定日に回収をしております。この業者が無許可業者とは限りませんが、注意すべきは、この下段のほうにあります有料回収のところに、洗濯機、テレビ、冷蔵庫などのリサイクル家電が含まれております。これらの回収には、収集・運搬の許可が必要になるのですが、ほかに出すより安く処分すると言って引き受けて、実際には不法投棄をするという、そのようなケースも増えているようですので、なおさら注意喚起が必要だと思っております。

また、リサイクル家電の適正な出し方というのも、先ほど課長も言われたように、リサイクル券を先に購入するとか大変複雑ですので、改めてきちっとした周知をしていただきたいと思います。

それと、高齢者の方、交通手段のない方に対しても支援というのを検討していただきたいと思います。町では、処理困難物の有料回収を年に2回実施しておりますが、保健センターに直

接持ち込むことが困難な方には、戸別回収をしているようですが、これがまた先着 15 名ということで、すぐに枠が埋まってしまうようですので、できればもう少し増やすようなことを考えていただきたいと思います。

今後ますます高齢化になりますので、住民がこのような無許可業者に頼らずに済むよう適正な処理ルートの周知強化や高齢者支援対策の検討のほどをよろしく願います。

それでは、3 点目は結構ですので、次へ願います。

○議長（植竹美智雄君）続いて、4 点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）続いて、1 項目 4 点目、監視体制と今後の対策について御答弁申し上げます。

不法投棄に関する住民からの通報窓口については、ごみを投棄された土地の管理者と処理をする主体によって変わります。

そのため、公共用地に捨てられている場合には役場産業課が、私有地に捨てられている場合には境警察署が主な窓口になります。

次に、警察との連携体制でございますが、不法投棄を含めた犯罪の抑止を狙いとする定期的な夜間パトロールや長期化している産業廃棄物の不法投棄事案に対する助言・状況共有など連携は密に実施しているところでございます。

次に、不法投棄の未然防止策とその効果についてでございます。主に土地を所有する方から、ごみが捨てられて困るといった相談があった際、いわゆるポイ捨て禁止の看板の設置支援を行っております。また、不法投棄物の規模や種類、継続性によっては、付近道路への防犯カメラ設置を検討するなどの対応を行います。ポイ捨て禁止の看板や防犯カメラの設置は、犯罪の抑止策として一定の効果を見せておりますが、土地の適正管理やパトロールといった複数の対応を同時に実施することが必要であると考えます。

次に、荒廃農地や空き地などに投棄されないための土地管理対策についてでございます。

雑草が繁茂し、管理の行き届いていない土地は、不法投棄されやすい傾向にあることは、これまでの実績からも確実に言えることとでございます。このような土地の所有者に対しましては、先に御説明申し上げましたとおり、法律や条例に基づいた指導通知を送付し、所有者による土地の適正管理を促すことで、継続的な対策を実施しております。

次に、監視カメラの設置や防犯灯の増設など環境的に捨てにくい場所づくりの整備についてお答えします。

繰り返しになりますが、ごみの不法投棄は管理の行き届いていない場所で、かつ、車通りの少ない道路沿いの土地に生じやすい傾向にあります。ごみを捨てにくい環境の整備において、最も重要となる土地の適正管理の推進を基本として考え、その上でも、被害に遭った場合の対策として、監視カメラや防犯灯の設置を検討するといった段階的な対応の複合策を講じてまいります。

4 点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）小野寺議員。

○2 番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

不法投棄は未然防止策が肝心かと思いますが、不法投棄の中でも、ポイ捨てを防止するのは、大変難しいことだと思います。町内にも幾つか常習箇所があるようですが、私もいつも役場へ来るときに、消防署の西側の農道、中学校のほうに向かってくる通りを走ってくるのですが、そこに 1 か所、この常習箇所、ホットスポットが 1 か所あります。ほとんどがコンビニの袋に入ったごみですが、数十袋がそのまま放置されております。ここも私有地の耕作放棄地ということで、ヨシ、草木、2 メートルくらいあるんですかね、生い茂っております。町も注意喚起の看板を立てたりはしましたけど、それ以上のことはできないということで、そのまま放置されておりますので、今でも少しずつごみは増え続けております。

このような耕作放棄地に対しましては、持ち主に指導通知書を送付して適正管理を促しているようですが、高齢化や後継者不足、また持ち主が遠方にいるなどで管理できないような土地が増えているのではないかと思います。

それと、近年の耕作放棄地の荒れ方も以前と比べてかなりひどくなっているというような気がいたします。以前は、町全体で芝焼きというのをやっておりましたが、その芝焼きのときに

耕作放棄地も燃やしていたり、近所の方や隣の方がやっていたのですが、ここ最近、やれておりませんので、草木の荒れ方がちょっと違うなど感じております。

芝焼きというのも、そう考えると、不法投棄の予防にはなっていたのかなと思いますので、今後ですね、五霞町全体じゃなくても、一部の条件のいいところで、民家もないようなところ、そういうところで芝焼きを復活させてもいいんじゃないかと思っております。

先般、予算特別委員会のほうでも、そのような話が出ましたけども、これは害虫駆除にもなりますし、産業課所管ですので、そういった検討もよろしく願いいたします。

また、監視カメラや防犯灯の増設を検討しているとの考えであるということなので、その辺も、ぜひよろしく願いいたします。特に、防犯カメラは犯罪を事前に抑止、犯罪を未然に防ぐ効果も期待できますし、また多くの犯罪で防犯カメラのリレー捜査によって犯人を検挙しておりますので、コスト面のこともあるかと思いますが、防犯灯と併せて御検討のほどをよろしく願いいたします。

それでは、4点目は結構ですので、次をお願いします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、5点目の質問に対し、産業課長の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、1項目5点目、ごみ袋の有料化について御答弁申し上げます。

家庭用ごみ袋の有料化は、さしま環境管理事務組合において令和9年4月から導入する計画で進められております。

まず、これまでの経緯について御説明申し上げます。

平成17年に国が示した基本方針において、廃棄物の処理に関する市町村の役割が明確化され、さらに有料の指定ごみ袋の導入を推進することが明記されました。

これを受け、平成23年度から、さしま環境管理事務組合が設置した検討委員会で議論を重ね、組合議会の決定を経て令和4年度に有料化基本計画が策定されました。現在、事務組合において有料化基本計画を実施するための指定ごみ袋導入実施計画の策定に向け、最終調整を行っている段階でございます。

事務組合におけるごみ袋の有料化の主な目的は、ごみの減量と資源化の推進、負担の公平性の確保、財政負担の軽減の3つでございます。特に、ごみ処理施設を適切に延命化し、将来世代への経済的な負担を軽減すること、ごみを排出する全ての方から公平に負担をいただくことの仕組みとして有料化制度が構築されております。さらに、ごみ処理施設の延命に要する施設改修工事には約78.1億円の事業費が見込まれており、国の交付金の活用が必須でございます。この交付金を受けるには、ごみ袋有料化の検討とプラスチックの資源化、この2つを実施することが要件となっていることから、これらの取組はますます必要とされています。

次に、有料化されるごみ袋の金額設定につきましては、今後、事務組合が設置する指定ごみ袋価格審議委員会で調整を行う予定とされておりますので、価格が決定されましたら改めて御報告させていただきます。

次に、ごみ出しのルールについてでございますが、現段階で検討されている内容をもとに御説明申し上げます。

大きく異なる点としましては、住民の皆様には、家庭から出る可燃ごみの袋のみ、指定ごみ袋を使用していただくこととなります。指定ごみ袋は、事務組合が指定する販売店で購入することができます。販売店については、道の駅や個人商店、ドラッグストア、各コンビニエンスストアのほか、生活圏内であります久喜市や幸手市にあるスーパーマーケット等も指定していきたいと考えております。

ごみ集積所へのごみ出しにおいて、指定のごみ袋以外のごみ袋を使用している場合は、公平性の観点から回収はいたしかねます。これが起因して不法投棄につながることはないよう、令和8年度には、住民の皆様に対して十分に周知を行う必要があるため、住民説明会を実施するほか、広報、ホームページ、SNSなどを活用し、1年間をかけて住民の皆様に対し御理解と御協力を依頼してまいります。

また、可燃ごみの有料化と合わせまして、プラスチックごみの区分を新たに創設しますので、ごみ収集日の見直しを予定しております。

次に、住民説明会及び今後のスケジュールについてでございますが、令和8年度に入りましたら、説明資料、説明内容、実施時期等について事務組合及び構成市町で調整し、順次実施してまいります。本町においては、行政区単位での実施を予定しております。

今後につきましては、有料ごみ袋の減免措置に対する検討や一般廃棄物収集運搬業者のほか販売店に対する説明などを並行して実施し、翌年2月には、ごみ袋の店頭販売ができるよう取り組んでまいります。

5点目については、以上でございます。

○議長（植竹美智雄君）小野寺議員。

○2番（小野寺宗一郎君）ありがとうございました。

このごみ袋の有料化、また出し方のルールも細くなるということで、これによって不法投棄が増えてしまうこともあるのかなということで質問をさせていただきましたが、この家庭系ごみ処理の有料化の検討、これは78.1億円がかかると言われております寺久の施設の改修工事で、国の交付金を受ける条件になっているのと、また、それと平行してプラスチックごみの資源化とごみ袋を有料化にすることも要件になっているということで理解はしておりますが、町民の皆さんにとっては、今までもごみを出しているポリ袋は無料ではなく買ってはいるのですが、やはり指定のごみ袋になりますと、近隣の状況を見ましても、大分価格がそれよりも高くなるのではないかなと思いますので、少し抵抗があるのかなと思いますので、袋の価格のほうは未定のようなのですが、できる限りの減免措置やコストダウンということの検討もよろしく願います。

それと、ごみ出しのルールが変わるということで、プラスチックごみと生ごみを分別して、また別々の日に出すということで複雑になりますので、これもしっかりと説明が必要かと思えます。特に、高齢者や外国人の方というのはなおさら分からない、理解に苦しむのではなからうかと思えますので、集積所に出しても回収してもらえずに放置されれば、腐敗して虫などが発生し、衛生状態が悪化しますし、また、持ち帰っても、分別するのが面倒だという理由で不法投棄をしてしまうなんていうことも考えられますので、分かりやすい周知のほうをよろしく願います。

今後のスケジュールについては、令和9年4月からの導入に向けて来年度より行政区単位で説明会などを実施していくようですので、1年をかけて、いろいろな方向から住民に対して十分な周知をよろしく願います。

それと、この事業は、さしま環境管理事務組合の広域で進める事業ですので、本町のことだけでは進めることはできませんが、広域の中でも一番小さい町ですので、何かと不利にならないようにしっかりと主張もしていただきたいと思えます。

それでは、時間が少し早いですけども、私の一般質問を終了したいと思います。

担当課長には答弁いただきまして大変ありがとうございました。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これもちまして、一般質問を終結いたします。

---

### ◎休会の件

○議長（植竹美智雄君）続きまして、第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日及び3月13日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問が全て終わりましたので、13日を休会とし、議案調査日としたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、3月13日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は3月16日の最終日となります。

---

◎散会の宣告

○議長（植竹美智雄君）これにて散会といたします。  
大変御苦労さまでした。

〔散会 午後 1時42分〕